

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 山 本 健十郎

工事監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成29年10月11日から同月

13日までの間に実施した工事監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監 査 の 対 象 平成29年度に施工済又は施工中のものから抽出
 - ・ 上部児童センター屋上防水及び外壁改修工事
（福祉部子育て支援課、建設部建築住宅課）
 - ・ 阿島三丁目排水管布設工事
（環境部下水道建設課）
 - ・ 治良丸南団地集会所新築建築工事
（建設部建築住宅課）
- 2 監 査 の 範 囲 対象工事全般
- 3 監査を実施した委員 田 中 洋 次・柿 並 哲 也・山 本 健十郎
- 4 監 査 の 方 法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、書類審査及び現地での監査を実施した。
なお、実施に当たっては、監査の充実を期するため、技術調査業務を協同組合 総合技術士連合に委託し、技術士による調査結果の報告等を参考にした。
- 5 監 査 の 結 果 概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、良質な公共資産を確保するため、適正かつ効果的な執行に留意するよう望むものである。
なお、各工事にかかる指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

工 事 監 査

1 工事の概要

工 事 名 (担当部局課名)	工 事 の 概 要	契約金額 (千円)	工期
上部児童センター 屋上防水及び外壁 改修工事 (福祉部子育て支 援課、建設部建 築住宅課)	屋根全面葺き替え改修 A=333.0㎡ 外壁劣化補修及び塗装改修 A=654.0㎡ 北2階テラス防水改修 A=54.2㎡ 南2階屋上防水改修 A=149.0㎡ 上部児童センター(鉄筋コンクリート造2階建 延床面積497.1㎡)における屋根、外壁、屋上防 水等の改修工事である。	21,744	29.7.6 ~29.12.5
阿島三丁目排水管 布設替工事 (環境部下水道建 設課)	布設工(特厚管HPφ350) L=11.5m // (リブ管φ350) L=32.0m // (VUφ300) L=119.0m // (VUφ250) L=32.0m 組立1号マンホール設置工 N=6箇所 小型マンホール設置工 N=4箇所 柵設置工 N=1箇所 取付管工 31箇所 舗装復旧工 A=462㎡ 付帯工 一式 既設排水管は地区の生活雑排水、雨水及び道路 排水を担う、近隣住民の生活活動上、重要な排水 管である。老朽化が進み、管の破損による道路の 陥没が発生したため、カメラ調査を行ったところ、 管路を布設替えするほかに対策がないと判断 した。	13,757	29.6.9 ~29.12.31
治良丸南団地集会所 新築建築工事 (建設部建築住宅 課)	構造 木造瓦棒葺き平屋建て 規模 床面積 90.88㎡ 建築面積 111.37㎡ 仕上 屋根 瓦棒葺き t=0.4 外壁 サイディング t=16 床 フローリング t=12 内壁 ビニルクロス 設備 ミニキッチン、エアコン、トイレ その他 物置2棟 3.49㎡ 当初、市営住宅の住戸の一部を集会所として利 用していたが、建替計画に伴い関係権利者(治良 丸南団地自治会(入居者))と協議した結果、現 在の場所へ集会所を建築することになった。	24,533	29.7.6 ~29.11.30

2 福祉部子育て支援課及び建設部建築住宅課に対する指摘事項及び回答内容

(回答は平成29年12月25日付け)

対象工事名 築第20号 上部児童センター屋上防水及び外壁改修工事

(1) 足場組立における壁つなぎの設置について

現場に設置されている足場は高さが5メートル以上あるが、壁つなぎが取られておらず不安定な状況となっていた。労働安全衛生規則において、足場組立に関しては、壁つなぎ又は控えを設けることが明記されていることから、より安全な現場になるように、請負業者を指導されたい。

<回答>

現場での指摘日に、足場に壁つなぎを設置するように請負業者へ指導しました。設置後、現場において労働安全衛生規則（以下「規則」という。）に規定される、高さ方向5.0m、水平方向5.5m以内で設置されていることを確認しております。

以降は、請負業者及び使用者が適切に点検を実施し、規則を満足する安全な足場を維持できていました。

3 環境部下水道建設課に対する指摘事項及び回答内容

対象工事名 下改第1号 阿島三丁目排水管布設替工事

指摘事項なし

4 建設部建築住宅課に対する指摘事項及び回答内容

対象工事名 築第5号 治良丸南団地集会所新築建築工事

指摘事項なし